玄海町森林整備計画書

自　平成３０年　４月　１日

　　計画期間

至　平成４０年　３月３１日

佐　　賀　　県

玄　　海　　町

|  |
| --- |
|  |

目　　　　　　次

**Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項**

１　森林整備の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　４

２　森林整備の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　４

３　森林施業の合理化に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　６

**Ⅱ　森林の整備に関する事項**

**第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）**

１　樹種別の立木の標準伐期齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　６

２　立木の伐採（主伐）の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　７

３　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　８

**第２　造林に関する事項**

１　人工造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　８

２　天然更新に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　９

３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在・・・・・・・・・・・・・・・　１０

４　森林法第１０条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

・・・　１１

５　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

**第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び**

**保育の基準**

１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・　１１

２　保育の種類別の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

３　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３

**第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項**

１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法・・・・・・・　１３

２　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

３　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

**第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項**

１　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針・・・・・・・・　１８

２　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策・・・・　１８

３　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・・・・・・　１８

４　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

**第６　森林施業の共同化の促進に関する事項**

１　森林施業の共同化の促進に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

２　施業実施協定の締結その他林業施業の共同化の促進方策・・・・・・・・・・・・・　１９

３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・　１９

４　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９

**第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項**

１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項・　１９

２　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項・・・・・・・・・　２０

３　作業路網の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

４　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１

**第８　その他必要な事項**

１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１

２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項・・・・・・・　２１

３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項・・・・・・・・・・・　２１

４　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

**Ⅲ　森林の保護に関する事項**

**第１　鳥獣害の防止に関する事項**

　 １　鳥獣害防止森林区域及び当該鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止方法・・・　２２

２　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

**第２ 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項**

１　森林病害虫等の駆除又は予防の方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

２　鳥獣による森林被害対策の方法（第１に掲げる事項を除く）・・・・・・・・・・・　２３

　３　林野火災の予防の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３

　４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項・・・・・・・・・　２３

　５　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３

**Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項**

１　保健機能森林の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３

２　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法・・・・　２４

３　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・　２４

４　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５

**Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項**

１　森林経営計画の作成に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５

２　生活環境の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

３　森林整備を通じた地域振興に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

４　森林の総合利用の推進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

５　住民参加による森林の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

６　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７

**Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項**

１　森林整備の現状と課題

　　本町は佐賀県の北西に位置し、北･東･南を唐津市に隣接し、西部は、玄界灘が広がり、壱岐対馬を望むことができる。町全体は、標高50～200mの低い山が波状的に起伏し、玄武岩特有の丘陵性台地で、山間山麗地帯に集落を形成している。

　　河川は、町中央部を横断する有浦川、北部に志礼川、南部に座川の主流があり、自然面では、対馬海峡を北上する対馬暖流の影響を受けて海洋性気候の特質を表している。

このため、寒暖の差が少なく、過ごしやすい気候条件のもとで緑豊かな田園風景が見られ、特に棚田の夕日や仮屋湾を望む素晴らしい景観が広がるなど自然環境に恵まれている。

　本町の総面積は3,592haで、うち森林面積は959ha、森林率は約27％となっている。国有林はなく全て民有林で、そのうちスギを主体とした人工林の面積は339ha、人工林率は　約35％で、県平均の約67％より下回っている。本町の森林の現状としては、地域住民の生活に密着した里山が多く、住宅地等として土地開発が進展している中でも、地球温暖化防止の一環として、緑化活動に対する関心が高く、森林の役割に期待が高まっている。

　　こうした中、本町では、伐期を迎える林分等を集約化し、間伐等の適正な森林整備を進めていくことが課題である。

　　また、住宅地周辺の広葉樹林については、森林とのふれあいの場、憩いの場として活用し、森林の適正な維持管理を行っていくことが必要である。

２　森林整備の基本方針

（１）地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林のおかれている自然的、社会的、経済的諸条件を勘案の上、森林の有する機能ごとにその機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿を、次のとおり定める。

|  |  |
| --- | --- |
| 森林の有する機能 | 地域の目指すべき森林資源の姿 |
| 水源かん養機能 | 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林 |
| 山地災害防止機能  ／土壌保全機能 | 下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林 |
| 快適環境形成機能 | 町民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、大気の浄化、騒音や粉塵等の影響を緩和し、良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林 |
| 保健・  ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ機能. | 観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有し、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・レクリエーション機能の維持増進を図る施設が整備されている森林 |
| 文化機能 | 史跡、名勝等が存在する森林、又は、これらと一体的となり、潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林 |
| 生物多様性保全  機能 | 一定の広がりにおいて、その土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されている森林 |
| 木材等生産機能 | 林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林 |

（２）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備に当たっては、(1)で掲げる森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図る。具体的には、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の的確な保全・管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病害虫等被害の防止対策の推進等により、多様な森林資源の整備及び保全を図ることとする。

また、適切な森林整備を推進していくために、森林組合、森林総合監理士、林業普及指導員、森林所有者、森林管理署等との相互連携をより一層密にし、講習会等を通じて、技術指導、普及啓発に努めるとともに、国、県の補助事業などの積極的活用を図り、森林整備の推進を図るものとする。

森林施業の推進方策に係る基本的な考え方は次のとおりとする。

ア　水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

水源かん養機能の維持増進を図るための森林として、樹根及び表土の保全に留意し、林木の旺盛な成長を促しつつ、下層植生の発達を確保するため、適切な保育・間伐等を促進するとともに、複層林施業や長伐期施業など、高齢級の森林への誘導等を基本とする森林整備を推進する。

イ　土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図るための森林として、ダム等の利水施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、水源のかん養や土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山腹の安定等を図る必要がある場合には、山地保全対策に努め、県土の保全と安全で住みよい環境の整備を図る。

ウ　快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

快適環境形成機能の維持増進を図るための森林として、町民の快適かつ文化的な生活環境の保全のため、町民のニーズに応じて樹種の多様性を維持・増進する。

エ　保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図るための森林として、生活環境の保全、保健、風致の保全等のための保安林の指定やその適切な森林管理を推進する。

また、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林等の属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。

オ　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

木材等生産機能の維持増進を図るための森林として、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた適切な造林、保育、間伐及び小面積皆伐の実施を推進する。

３　森林施業の合理化に関する基本方針

　森林施業の合理化については森林施業の共同化、林業後継者の育成、森林施業の低コスト化及び木材流通体制の整備など、必要に応じ検討する。

**Ⅱ　森林の整備に関する事項**

第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

１　樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものである。本町内の標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齡及び森林の構成を勘案して以下のとおり定める。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した森林の伐採を強要するためのものではない。

樹種別の立木の標準伐期齢

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 地　域 | 樹　　種 | | | | |
| ス　　　ギ | ヒ　ノ　キ | マ　　　ツ | ク　ヌ　ギ | その他広葉樹 |
| 全　域 | ３５年 | ４０年 | ３０年 | １０年 | １５年 |

２　立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木を伐採（主伐）する場合においては、次に示す施業の方法に従って適切に行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 施業の区分 | 標　準　的　な　方　法 |
| 皆伐 | ①主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の計上、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に考慮し、少なくとも２０haごとに保残帯を設け、的確な更新を図ることとする。  ②主伐の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し多様化、長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採する。  ③伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、的確な更新を図るため、適地適木を旨として自然条件に適合した樹種を早期に植栽する。また、ぼう芽により更新を行う場合は、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき、植込みを行う。  ④皆伐後天然更新を行う場合は、１箇所当たりの伐採面積及び伐採箇所は人工造林の場合準ずるが、更新を確保するため伐区の形成、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるため１１月から３月の間に伐採する。 |
| 択伐 | 1. 主伐の内、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法で   あって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。  択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。   1. 択伐による場合は、森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる   林型に誘導することを目標に適正な伐採を繰り返し、伐採率３０％を基準とする。 |

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

ア　森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。

イ　森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保存等に努める。

ウ　森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないように、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

エ　伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

オ　林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び渓流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

３　その他必要な事項

　　該当なし

第２　造林に関する事項

１　人工造林に関する事項

　　人工造林については、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植樹を行うことが適当である森林のほか、木材生産機能の発揮が期待され、将来にわたり維持する森林において行うこととする。

（１）人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、適地適木を旨とし、木材生産等を念頭に置いた、スギ、ヒノキ等針葉樹やクヌギ等有用広葉樹のほか、特に生態系や景観の保全等を主たる目的とする場合には、地域に生育する母樹から育てられた苗木等の郷土樹種を選定する。

人工造林の対象樹種

|  |
| --- |
| 人工造林の対象樹種 |
| スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ他有用広葉樹及び郷土樹種 |

（２）人工造林の標準的な方法

ア　人工造林の標準的な方法

　人工造林の標準的な方法を下表のとおり仕立ての方法別に定める。

人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 樹　種 | 仕立ての方法 | 標準的な植栽本数（本／ha) | 備考 |
| ス　　ギ | 中仕立て | ２，０００～３，０００ |  |
| ヒ ノ キ | 中仕立て | ２，０００～３，０００ |  |
| ク ヌ ギ | 中仕立て | ２，０００～３，０００ |  |

イ　その他人工造林の方法

　地拵えの方法、植付けの方法、植栽時期について下表のとおり定める。

　また、伐採・搬出と並行して地拵え・植付けを行う一貫作業システムへの取組やコンテナ苗の活用など、作業工程の効率化に努めるものとする。

その他人工造林の方法

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 標準的な方法 |
| 地拵えの方法 | 林地の保全に配慮し、伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理する。ササ類等の密生地では必要に応じ除草剤による先行地拵えを実施する。 |
| 植付けの方法 | 正方形植えを基本とする。また、１～２年後に補植を行う。 |
| 植栽の時期 | ２月～４月に行うことを原則とし、秋植えの場合には、苗木の根の成長が鈍化した時期（10月～11月）に行うものとする。  コンテナ苗についてはこの限りではない。 |

（３）伐採跡地の人工造林をすべき期間

　伐採跡地の更新については、森林の有する公益的機能の早期回復と森林資源の造成を図るため、皆伐に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内に、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し５年を超えない期間内に更新を完了すること。

　ただし、保安林については、その保安林に定める指定施業要件に従い植栽すること。

２　天然更新に関する事項

(1)　天然更新の対象樹種

　　天然更新を行う林分は、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによって森林を維持造成することが可能であり、かつ当該維持造成によって木材生産機能または公益的機能の発揮が確保される林分とする。

天然更新の対象樹種

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 天然更新の対象樹種 | | 針葉樹、カシ類、ナラ類、クス、イスノキ、ホオノキ、ミズメ、シデ、ケヤキ、カツラ、サクラ類、カエデ類、センノキ、ミズキ、キリ等 |
|  | ぼう芽による更新が可能な樹種 | カシ類、ナラ類、シイ類、クス、ホオノキ、ミズメ、ケヤキ、カツラ、サクラ類、カエデ類、キリ等 |

（２）天然更新の標準的な方法

ア　天然更新の標準的な方法

更新は、主としてぼう芽及び天然下種更新とし、林床の状況等から天然稚樹の発生、生育が不十分な箇所について必要に応じ地表処理、刈出し、植込み等の更新補助作業を行うこととする。

天然更新補助作業の標準的な方法

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 標準的な方法 |
| 地表処理 | ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。 |
| 刈出し | ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。 |
| 植込み | 植込みについては、天然下種更新の不十分な箇所について行う。 |
| 芽かき | ぼう芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を１株当たり２～３本残すものとし、それ以外のものをかき取る。 |

イ　その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新は、樹高０．３ｍ以上の天然更新の対象樹種（前生樹及び萌芽含む）が、概ね下表の期待成立本数以上成立している状態をもって更新完了とする。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

|  |  |
| --- | --- |
| 樹　　　種 | 期待成立本数 |
| 針葉樹、カシ類、ナラ類、クス、イスノキ、ホオノキ、ミズメ、シデ、ケヤキ、カツラ、サクラ類、カエデ類、センノキ、ミズキ、キリ等 | １０，０００本／ha |

（３）伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新すべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内とし、当該期間を経過しても天然更新が完了されていない場合は、天然更新補助作業等を行って、確実な更新を図るものとする。

３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

　天然更新が期待されず、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、下表のとおりとする。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

|  |  |
| --- | --- |
| 森林の区域 | 備考 |
| 下層植生が少なく表土が流失した森林 |  |
| 病害虫の発生箇所や、岩石地帯、天然下種及びぼう芽による方法では、的確な更新が確保できない森林 |  |

　　なお、以下の場合は植栽によらなければ的確な更新は困難となる可能性があることから、天然更新を行う場合は現地状況に十分注意すること。

植栽によらなければ適確な更新が困難となる可能性のある森林の条件

|  |
| --- |
| 以下の条件に１つ以上該当する場合は、植栽によらなければ的確な更新が困難となる可能性がある。 |
| 隣接広葉樹からの距離が１００ｍ以上離れている森林 |
| 林齢４０年生未満の森林 |
| 放置竹林と隣接する森林 |

４　森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

　　　森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

（１）造林の対象樹種

ア　人工造林の場合

　1の(1)による。

イ　天然更新の場合

　2の(1)による。

（２）生育し得る最大の立木の本数

　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数として、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を下表のとおり定める。

生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

|  |
| --- |
| 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数 |
| １０，０００本／ha |

５　その他必要な事項

　　該当なし。

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

人工林は、間伐及び保育作業など適切な時期及び方法により森林整備を推進するものとする。

１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

　　立木の生育の促進並びに林分の健全化及び木材としての利用価値を向上させるため、下表の内容を一般的な目安とし、植栽木の生育状況に応じて間伐を実施するものとする。

　　なお、高齢級の森林において間伐が必要と認められる場合には、立木の成長力に留意し、平均的な間伐実施時期の間隔に従って間伐を行うものとする。

間伐時期については樹冠が相互に接している状態（うっ閉状態）となった時に初回の間伐を実施し、その後１０～１５年ごとに生産目標等に応じて伐期に達するまで、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう適時、適切に実施する。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 樹　種 | 施業体系  植栽本数 | 間伐を実施すべき標準的な林齢(年) | | | | 標 準 的 な 方 法 | 備考 |
| 初回 | 第２回 | 第３回 | 第４回 |
| ス　ギ | 中仕立 | 16～20 | 26～30 | 36～40 | 51～55 | 下層植生が消失しているなど過密となっている林分では、間伐を実施するものとする。  間伐木の選定は林分構成の適性化を図ることを原則とするが、形質の良い木を主に残すようにする。  気象被害等に十分注意した上で間伐率を本数率ではおおむね20～40％、材積率では35%以下とする。 | 間伐の間隔  （スギ）  ・標準伐期齢未満  　→１０年  ・標準伐期齢以上  　→１５年 |
| ヒノキ | 中仕立 | 16～22 | 26～32 | 36～42 | 51～57 | 間伐の間隔  （ヒノキ）  ・標準伐期齢未満  　→１０年  ・標準伐期齢以上  　→１５年 |

※植栽本数　３，０００本／haの場合とする

２　保育の種類別の標準的な方法

　　保育は下表に示す内容を一般的な標準とし、実行に当たっては、更新の完了後、個々の森林育成状況に応じて適期にかつ適確に行い林木の健全な育成を促進するものとする。

また、必要に応じて鳥獣害防止対策等の作業を行うこととする。

保育の種類別の標準的な方法

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | 樹　種 | 実施すべき標準的な林齢及び回数 | | | 標 準 的 な 方 法 |
| 1 2 3 4 5 6 7 8 9 | 10～15～20～25 | |
| 下 刈 | ス　ギ  ヒノキ | （回数）  1 1 1 1 1 1  1 1 1 1 1 1 1 |  | | 造林木が雑草木の被圧状態になる前に、全刈、筋刈、坪刈等の方法により実施し、造林木が被圧されなくなるまで行う。 雑草木の繁茂が著しい場合には、年２回実施する。実施時期は6～8月。 |
| つる切 | ス　ギヒノキ | ←－－－－－－－→  ←－－－－－－－→ | | | 下刈りと併行、下刈り終了後ツル類の繁茂に応じて効率的に行う。実施時期は6～9月 |
|  | |  |
| 枝打ち | ス　ギ  ヒノキ | ←－－－→←－－→  １回目 ２～３回  ←－－－→←－－－→  １回目 ２～３回 | | | 枝下径が６～８㎝に成長したごとに行う。実施時期は11～3月 |
|  | |  |
| 除 伐 | ス　ギ  ヒノキ | ←－－－－－－→ | | | 目的樹種の完全成材の支障となる広葉樹、かん木類を除去する。造林木の状況により、形質成長の不良木を除去する。 |
|  | |  |

※植栽本数　３，０００本／haの場合とする

３　その他必要な事項

該当なし

第４　公益的機能別施業森林等の整備~~等~~に関する事項

公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域を公益的機能別施業森林として設定することとする。

１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

（１）水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源かん養機能維持増進森林）

ア　区域の設定

水源かん養機能の高度発揮が特に求められている森林について定めることを基本とし、個々の森林の立地条件、森林の内容、地域の要請等から見た一体的な森林整備の観点を踏まえて、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林など、水源かん養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表１により定める。

イ　森林施業の方法

当該森林においては伐期の間隔の拡大を行うとともに、次の条件のいずれかに該当する森林については、モザイク的な小面積皆伐（1ha以下の伐採）を推進することとする。森林区域については、別表２により定めるものとする。

なお、当該森林における伐期の下限は下表のとおりとする。

ａ　地形について

（ａ）標高の高い地域

（ｂ）傾斜が急峻な地域

（ｃ）谷密度の大きい地域

（ｄ）起伏量の大きい地域

（ｅ）渓床又は河床勾配の急な地域

（ｆ）掌状型集水区域

ｂ　気象について

（ａ）年平均又は季節的降水量の多い地域

（ｂ）短時間に強い雨の降る頻度が高い地域

ｃ　その他

大面積の皆伐が行われがちな地域

森林の伐期齢の下限

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　域 | 樹　　種 | | | | |
| ス　　　ギ | ヒ　ノ　キ | マ　　　ツ | ク　ヌ　ギ | その他広葉樹 |
| 玄海町 | ４５年 | ５０年 | ４０年 | ２０年 | ２５年 |

（２）土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林）

ア　区域の設定

山地災害防止機能の高度発揮が特に求められている森林について定めることを基本とする。個々の森林の立地条件や森林の内容を踏まえてダム等の利水施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他災害の防備のための森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林など、土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表１により定める。

イ　森林施業の方法

当該森林においては伐期を標準伐期齢のおおむね２倍とする長伐期施業を推進するとともに、モザイク的な小面積皆伐（1ha以下の伐採）を行うこととし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

また、特に次の条件のいずれかに該当する森林については、択伐又は1ha未満の皆伐による複層林施業を行うこととする。森林区域については、別表２により定めるものとする。

なお、長伐期施業を推進する森林における伐期の下限は下表のとおりとする。

ａ　地形について

（ａ）傾斜が急な箇所であること。

（ｂ）傾斜の著しい変異点を持っている箇所であること。

（ｃ）山腹の凹曲線部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。

ｂ　地質

（ａ）基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。

（ｂ）基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。

（ｃ）破砕帯又は断層線上にある箇所であること。

（ｄ）流れ盤となっている箇所であること。

ｃ　土壌等

（ａ）火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌からなっている箇所であること。

（ｂ）土層内に異常な滞水層がある箇所であること。

（ｃ）石礫地からなっている箇所であること。

（ｄ）表土が薄く乾性な土壌からなっている箇所であること。

長伐期施業を推進すべき森林における伐期齢の下限

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　域 | 樹　　種 | | | | |
| ス　　　ギ | ヒ　ノ　キ | マ　　　ツ | ク　ヌ　ギ | その他広葉樹 |
| 玄海町 | ７０年 | ８０年 | ６０年 | ２０年 | ３０年 |

（３）快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）

ア　区域の設定

生活環境保全機能の高度発揮が特に求められている森林について定めることを基本とし、地域住民に日常生活等に密接な関わりを持つ里山等の森林で、風や霧等の自然的要因の影響及び騒音や粉塵等人為的要因の影響を緩和し、気温や温度を調節する等地域の快適な生活環境の保全に資する森林又は地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林など、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表１により定める。

イ　森林施業の方法

当該森林においては伐期を標準伐期齢のおおむね２倍とする長伐期施業を推進するとともに、モザイク的な小面積皆伐（1ha以下の伐採）を行うこととし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

また、次の条件のいずれかに該当する森林については、択伐又は1ha未満の皆伐による複層林施業を行うこととする。森林区域については、別表２により定めるものとする。

なお、長伐期施業を推進する森林における伐期の下限は下表のとおりとする。

ａ　都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林

ｂ　市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林

ｃ　気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林

長伐期施業を推進すべき森林における伐期齢の下限

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　域 | 樹　　種 | | | | |
| ス　　　ギ | ヒ　ノ　キ | マ　　　ツ | ク　ヌ　ギ | その他広葉樹 |
| 玄海町 | ７０年 | ８０年 | ６０年 | ２０年 | ３０年 |

（４）保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健・文化機能維持増進森林（生物多様性保全を含む））

ア　区域の設定

観光的に魅力のある自然景観や植物群落を有する森林や、史跡・名勝が存在、又は、これらと一体的となり潤いのある歴史的風致を構成している森林であって、身近な自然や自然とのふれあいの場として住民等に憩いと学びの場を提供している森林、生物多様性保全森林については地域的に希少な生物が生育・生息する森林、陸地・水域にまたがって特有の生物が生育・生息する渓畔林を構成する森林など、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表１により定める。

イ　森林施業の方法

当該森林においては伐期を標準伐期齢のおおむね２倍とする長伐期施業を推進するとともに、モザイク的な小面積皆伐（1ha以下の伐採）を行い、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、次の条件のいずれかに該当する森林については、択伐又は1ha未満の皆伐による複層林施業を行うこととする。森林区域については、別表２により定めるものとする。

なお、長伐期施業を推進すべき森林における伐期の下限は下表のとおりとする。

ａ　湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林

ｂ　紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望から望見されるもの

ｃ　ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林

ｄ　地域的に希少な生物の保護のため必要な森林（択伐に限る）

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　域 | 樹　　種 | | | | |
| ス　　　ギ | ヒ　ノ　キ | マ　　　ツ | ク　ヌ　ギ | その他広葉樹 |
| 玄海町 | ７０年 | ８０年 | ６０年 | ２０年 | ３０年 |

２　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

（１）区域の設定

　木材として利用することに適した樹木により構成され、その生育が良好な森林であって、地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林とする。木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表１により定めるものとする。

（２）森林施業の方法

森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう努めることとする。森林区域については、別表２により定めるものとする。

【別表１】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 森　　林　　の　　区　　域 | 面　　積 |
| 水源かん養機能維持増進森林 | 別紙区域図のとおり  1～２林班、１１～２５林班 | 764.67ha |
| 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林 | 別紙区域図のとおり  ２１林班 | 97.74ha |
| 快適環境形成機能維持増進森林 | 別紙区域図のとおり  ７～１０林班 | 70.53ha |
| 保健・文化機能維持増進森林 | 別紙区域図のとおり  ２～６林班 | 213.58ha |
| 木材生産機能維持増進森林 | 別紙区域図のとおり  １５～１７林班 | 173.78ha |

【別表２】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 施業の方法 | 具体的な基準 | 森林の区域 | 面　積 |
| 水源かん養機能維持増進森林 | 伐期の延長 | ・標準伐期齢＋10年  ・皆伐20ha以下 | 別紙区域図のとおり  1～2林班、11～25林班 | 764.67ha |
| 小面積皆伐 | ・皆伐10ha以下 |  |
| 更新を目的とした複層林施業 | ・標準伐期齢×２  ・ⅩⅢ齢級以下但し40％以上 |  |
| 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林 | 長伐期施業  小面積皆伐 | ・標準伐期齢×2  ・皆伐1ha以下 | 別紙区域図のとおり  山地災害：21林班 | 97.74ha |
| 快適環境形成機能維持増進森林 | 長伐期施業  小面積皆伐 | ・標準伐期齢×2  ・皆伐1ha以下 | 別紙区域図のとおり  快適環境：7～10林班 | 70.53ha |
| 択伐による複層林施業 | ・択伐30%以下  （・伐採後植栽を行う場合は40%以下）  ・伐採区域面積１ha未満 |
| 保健・文化機能維持増進森林 | 択伐による複層林施業 | 別紙区域図のとおり  ２～６林班 | 213.58ha |
| 木材生産機能維持増進森林 | 通常施業 | ・標準伐期齢  ・皆伐20ha以下 | 別紙区域図のとおり  15～17林班 | 173.78ha |

３　その他必要な事項

　　　特になし

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

１　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

　森林を適切に管理していくため集約化を進め、森林組合等林業事業体への長期施業の受託、森林の経営の受託等による森林の経営規模拡大を図るものとする。

２　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

　　森林所有者等へ長期施業の受託等森林経営の委託の働きかけをし、施業集約化等に取り組む者に対して森林経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせんを行うことで森林の施業又は経営の受託等による経営規模拡大を図るものとする。

３　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

長期の視点に立って安定的な権原に基づき継続的に森林経営を実施することが重要であるため、森林所有者との間で、立木竹の育成権原及び一部立木の処分権原、森林の保護や作業路網等に関する権原を委ねられている受委託とする。

４　その他必要な事項

　　特になし

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項

１　森林施業の共同化の促進に関する方針

　　本町の森林所有者は、大部分が１ha未満の小規模所有であり、森林施業を計画的、重点的に行うため、町、林業事業体等は森林施業を共同して行うための森林所有者間の合意形成に努める。

２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者が多い本町で、林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であるため、施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進する。

３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者との信頼関係を構築しつつ、施業集約化を推進するため、施業内容やコスト等を明示する提案型施業への普及促進を図る。

４　その他必要な事項

　　特になし

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

森林施業の効率的な実施に必要な作業路網の整備を積極的に行うこととし、傾斜や地質等に応じて高性能林業機械による作業システム等に最も効率的な路網配置を計画するとともに整備コストの縮減に努めることとする。

なお、効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準については、下表のとおりとし、木材搬出予定箇所に適用し、尾根、渓流、天然林等の除地には適用しないこととする。

効率的な森林施業を推進するための路網密度

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 作業システム | 路網密度（m/ha） | | |
| 基幹路網 | 細部路網 | 合計 |
| 緩傾斜地  （0°～15°） | 車両系  作業システム | 35m/ha以上 | 65m/ha以上 | 100m/ha以上 |
| 中傾斜地  （15°～30°） | 車両系  作業システム | 25m/ha以上 | 50m/ha以上 | 75m/ha以上 |
| 架線系  作業システム | 25m/ha以上 | 0m/ha | 25m/ha以上 |
| 急傾斜地  （30°～35°） | 車両系  作業システム | 15m/ha以上 | 45m/ha以上 | 60m/ha以上 |
| 架線系  作業システム | 15m/ha以上 | 0m/ha | 15m/ha以上 |
| 急峻地  （35°～） | 車両系  作業システム | 5m/ha以上 | － | 5m/ha以上 |

２　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を下表のとおり設定する。

路網整備等推進区域

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 路網整備等推進地区 | 面積(ha) | 開設予定路線 | 開設予定延長 | 対図番号 | 備考 |
| 該当なし |  |  |  |  |  |

３　作業路網の整備に関する事項

(1)　基幹路網に関する事項

ア　基幹路網の作設に係る留意点

　　安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、国が定めた林道規程（昭和48年４月１日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年９月４日22林整整第602号林野庁長官通知)を基本として、県が定めた林業専用道作設指針に則り開設することとする。

イ　基幹路網の整備計画

　　当町の基幹路網について、地域森林計画に記載されている林道を含む基幹路網の開設・拡張に関する計画は下表のとおり。

基幹路網の整備計画

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 開設/拡張 | 種類 | 区分 | 位置(字、林班) | 路線名 | 延長(m)及び箇所数 | 利用区域面積(ha) | 前半5ヶ年の計画箇所 | 対図番号 | 備考 |
| 開設計 |  | 該当なし |  |  |  |  |  |  |  |
| 拡張計 | 舗装or  改良 | 該当なし |  |  |  |  |  |  |  |

(2)　細部路網に関する事項

ア　細部路網の作設に係る留意点

　　　　継続的な使用に供する森林作業道の開設について、丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点から、国が定めた森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）及び県が定めた森林作業道作設指針に則り開設する。

　　　イ　細部路網の維持管理に関する事項

　　　　　　森林作業道は特定の林業者等が森林施業専用に利用する施設であるため、施設管理者はゲートの設置・施錠等により、必要に応じて一般の車両の進入を禁止するなど適正に管理をするように努める。

４　その他必要な事項

上記の他、山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要とされている施設の整備等その他森林の整備のために必要な施設の整備については、下表のとおり。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設の種類 | 位置 | 規模 | 対図番号 | 番号 |
| 該当なし |  |  |  |  |

第８　その他必要な事項

１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

　　森林組合等林業事業体を育成するため、地域が一体となって安定的事業量の確保に努めるとともに、零細規模の事業体の組織化、森林組合の施業の協業化等による経営規模の拡大及び林業機械化の促進等による組織・経営基盤の安定・強化を推進するなど林業事業体の体質強化を図るものとする。

２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

　　森林の多様な機能を持続的に発揮できる施業を目指し、森林資源の循環利用を適切に進めていくため、間伐等非皆伐作業及び小面積皆伐作業を効率的に実施し、地域の作業条件にきめ細かく対応しつつ、労働強度の軽減と省力化を図る作業システムの構築を目指す。

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 作業の種類 | | 現　　　状 | 将　　　来 |
| 伐　倒  造　材 | 町内一円 | チェーンソー | チェーンソー、ハーベスタ |
| 集　材 | 町内一円 | 林内作業車 | スイングヤーダ、フォワーダ |
| 造　林  保育等 | 地拵、下刈 | 刈払機 | 刈払機 |
| 枝打ち | 人力 | 人力 |

３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

　　流域を単位として計画的な木材生産を推進し、伐出の共同化の促進等により出材ロットの拡大を図るとともに、地域材の加工の低コスト化、高付加価値化を図るため、高性能機械の導入による製材工場等の近代化や高次加工工場の導入等に努めるものとする。

　　なお、集成材工場やバイオマス発電施設整備に伴い、これまで以上に低資材の需要が増加することから、対応した流通体制の整備についても考慮するものとする。

　また、川上から川下まで一体となって合理的な木材の生産・流通システムの確立を図るため、地域材の産地形成の推進などについて地域の林業関係者等の合意形成に努めるものとする。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設の種類 | 現状（参考） | | | 計画 | | | 備考 |
| 位置 | 規模 | 対図番号 | 位置 | 規模 | 対図番号 |
| 該当なし |  |  |  |  |  |  |  |

４　その他必要な事項

　　森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興を図るため、用排水施設、集落広場、保健増進施設等の生活環境等の整備により、レクリエーションや環境教育等の場として交流に努めるものとする。

**Ⅲ　森林の保護に関する事項**

**第１　鳥獣害の防止に関する事項**

１　鳥獣害防止森林区域及び当該鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止方法

(1)区域の設定（ニホンジカ等を対象）

　　設定無し

(2)鳥獣害の防止方法（ニホンジカ等を対象）

　　設定無し

２ その他必要な事項

ニホンジカの目撃情報を収集し、生息が確認された際は、関係行政機関に報告するとともに、生息状況に応じ鳥獣害防止森林区域を設定し、鳥獣害の防止方法について定めることとする。

第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

１　森林病害虫等の駆除又は予防の方法等

(1)　森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

　森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。特に、松枯れ被害対策については、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図る。なお、森林病害虫のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うこととする。

(2)　その他

　(1)のほか、森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、地元行政機関、森林組合、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視体制を整備するとともに、必要に応じて里山等における広葉樹の整備を通じた被害の未然防止を検討していくこととする。

２　鳥獣による森林被害対策の方法（第１に掲げる事項を除く。）

　　有害鳥獣駆除活動体制の整備や捕獲した鳥獣の有効利用等による駆除活動の促進、被害対策の普及啓発等を図るものとする。

３　林野火災の予防の方法

　　啓発等を行い、防火意識を高めることにより林野火災の予防を図る。また、林野火災の拡大を防止するため、必要に応じ防火線、防火水槽等の施設を設置する。

４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

　火入れを実施する場合は、玄海町火入れに関する条例を順守するものとする。

５　その他必要な事項

(1)　病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし

(2)　その他

　森林の巡視の際は、火災の防止、有害鳥獣若しくは病害虫による被害の防止、風水害、その他災害による被害の防止に努めるものとする。また、森林の被害を防止するため、必要に応じて保護標識等を設置するものとする。

**Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項**

１　保健機能森林の区域

　　保健機能森林は森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により森林の保健機能の増進を図るべき森林である。

湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の動向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林を保健機能森林として、下表のとおり設定する。

保健機能森林の区域

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 森林の所在 | | 森　林　の　林　種　別　面　積　（ha） | | | | | | 備　考 |
| 位　置 | 林小班 | 合　計 | 人工林 | 天然林 | 無　立  木　地 | 竹　林 | その他 |
| 石田地区 | ２林班ﾇ､ｵ､ﾀ | 29.94 | 5.32 | 20.87 | 0.82 | 2.93 | 0 |  |
| 仮屋地区 | ３林班ｲ､ﾊ､ﾆ､ﾎ､ﾍ | 27.11 | 8.10 | 18.25 | 0.77 | 0 | 0 |  |
| 大薗地区 | ４林班ﾛ | 7.69 | 1.70 | 5.66 | 0.33 | 0 | 0 |  |
| 浜野浦地区 | ５林班ｲ | 18.93 | 7.45 | 9.68 | 1.56 | 0.25 | 0 |  |
| 牟形地区 | ２１林班ﾁ､ﾇ､ﾑ､ｳ､ﾉ | 45.86 | 4.41 | 31.97 | 7.85 | 1.63 | 0 |  |
| 総合計 |  | 129.53 | 26.98 | 86.43 | 11.33 | 4.81 | 0 |  |

２　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

　　保健機能森林の区域内においては、自然環境の保全に配慮しつつ、次に示す方法に従い施業を実施するものとする。

保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

|  |  |
| --- | --- |
| 施業の区分 | 施　業　の　方　法 |
| 伐　採 | 択伐を原則とする。 |
| 造　林 | 伐採後は、速やかに、植栽又は更新作業を行うこととし、２年以内に更新を完了するものとする。 |
| 植　栽 | 植栽は、できるだけ多様な樹種構成となるよう配慮するものとする。 |
| 保　育 | 当該森林は、特定施業森林区域であり、特定広葉樹林施業を推進すべき森林の保育の方法に従い行うものとする。 |

３　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1)　森林保健施設の整備

　施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の動向等を踏まえて下表のとおり整備を行うものとする。

保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

|  |
| --- |
| 施　設　の　整　備 |
| 1. 整備することが望ましい施設   　管理施設、キャンプ場、林間広場、遊歩道及びこれらに類する施設  ②留意事項  ・自然環境の保全、国土の保全に留意し、適切な利用者数の見込みに応じた規模とするとともに、切土、盛土を最小限とする配置とすること。  ・遊歩道は、利用者が多様な林相に接することができるよう配置するとともに、快適な利用がなされるよう、定期的に刈り払い等のメンテナンスを行うこと。 |

(2)　立木の期待平均樹高

　対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高））を下表のとおり定める。

立木の期待平均樹高

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 樹　種 | 期待平均樹高 | 備　　　　　　　考 |
| ス　ギ  ヒノキ  その他 | １８ｍ  １８ｍ  １４ｍ |  |

４　その他必要な事項

　　保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意することとする。

　　なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び国土の保全に適切な配慮を行うものとする。

**Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項**

１　森林経営計画の作成に関する事項

(1)　森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項に十分留意し、適切に行うこととする。

ア　Ⅱの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ　Ⅱの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ　Ⅱの第5の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ　Ⅲの森林病害虫の駆除又は予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

(2)　森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区域名 | 林班 | 区域面積(ha) |
| 玄海町 | １～２５ | 958.46 |

２　生活環境の整備に関する事項

　　　該当なし

３　森林整備を通じた地域振興に関する事項

　　農山村が持つ豊かな自然環境や文化、森林資源を活用した都市住民との地域間交流を進め、地域とボランティア、NPO等が協働してグリーン・ツーリズムなどの農林業体験、山村生活体験等の機会の提供を行うことにより地域振興と山村の活性化を図る。

４　森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

５　住民参加による森林の整備に関する事項

(1)　地域住民参加による取り組みに関する事項

町内の小、中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着をはぐくむため、ボランティア事業の一環として緑化推進事業等で、森林づくりへの直接参加を推進する。

(2)　上下流連携による取組みに関する事項

森林の公益的機能の発揮のために、川上から川下の地域まで連携した森林整備の推進を図ることとする。

(3)　法第10条の11の9に規定する施業実施協定の参加促進対策

(4)　その他

　　　該当なし

６　その他必要な事項

　　該当なし